

平成27年12月3日
沖縄県環境保全課

沖縄市サッカー場周辺環境調査の結果について（お知らせ）

沖縄県が実施した沖縄市サッカー場周辺における地下水の水質調査及び河川河口の底質調査について、下記のとおり調査結果概要をお知らせします。

記

1. 調査目的及び内容

平成27年1月26日から沖縄防衛局が実施している沖縄市サッカー場での経層磁気探査等の作業に伴う土地の攪乱に起因する、有害物質の周辺環境への拡散の有無を把握するため、沖縄県が平成27年8月31日に同サッカー場に隣接する嘉手納基地内にある井戸2箇所から地下水を、近隣にある河川の河口から底質を採取し、環境基準について分析を行った。

2. 調査結果

分析対象となっている物質について、環境省が定める環境基準値の超過はなかった。

3. これまでの調査結果（平成25年6月から平成27年5月まで）

- (1) 地下水－5回実施 ※いずれも基準値超過なし
- (2) 河川底質－3回実施 ※いずれも基準値超過なし

問い合わせ：

沖縄県環境保全課

水環境・赤土対策班 TEL：098-866-2236

(参 考)

○ 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき定められている「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

水質汚濁防止法やダイオキシン類対策特別措置法などの個別の法律によって基準値が定められている。

ゴミが混入した土、降雨後の水たまりなど、特殊あるいは一過性の状態にあるものには、通常、環境基準は適用されない。

また、工場からの排水や自動車からの排出ガスなどは、環境へ悪影響を与えるものとして、環境基準とは異なる基準が個別の法律によって定められているものもある。

○ 環境基準値の設定とその考え方

WHO などの国内外の様々な機関で検討、集約された科学的知見をもとに、人の健康に有害とされる物質に対して設定している値を環境基準値という。この値を超過することは環境保全上望ましくないとされている。

設定にあたっての考え方としては、70年間毎日2リットル、有害物質が含まれている水を飲むなど、長期間にわたる連続的な摂取や曝露があっても健康に影響が生じないとされる量的水準に、さらに摂取経路などにおける安全性の考慮が反映されている。

○ 調査地点の選定について

(1) 地下水（水質）

沖縄市サッカー場からみて地下水の流域として下流側の位置にあり、地下水の採取が可能な状態にあること。

(2) 河川（底質）

沖縄市サッカー場と地理的に近接しており、地表を伝う雨水が流れ込む位置にあること。

なお、実際の調査においては、これに該当する河川の河底、側面の3方がコンクリートで覆われていることもあり、河川中間部での底質が少ない状態にある。

このため、分析に必要な量が採取可能な河口にて底質を採取している。

(別表1): 沖縄市サッカー場周辺環境調査(地下水)

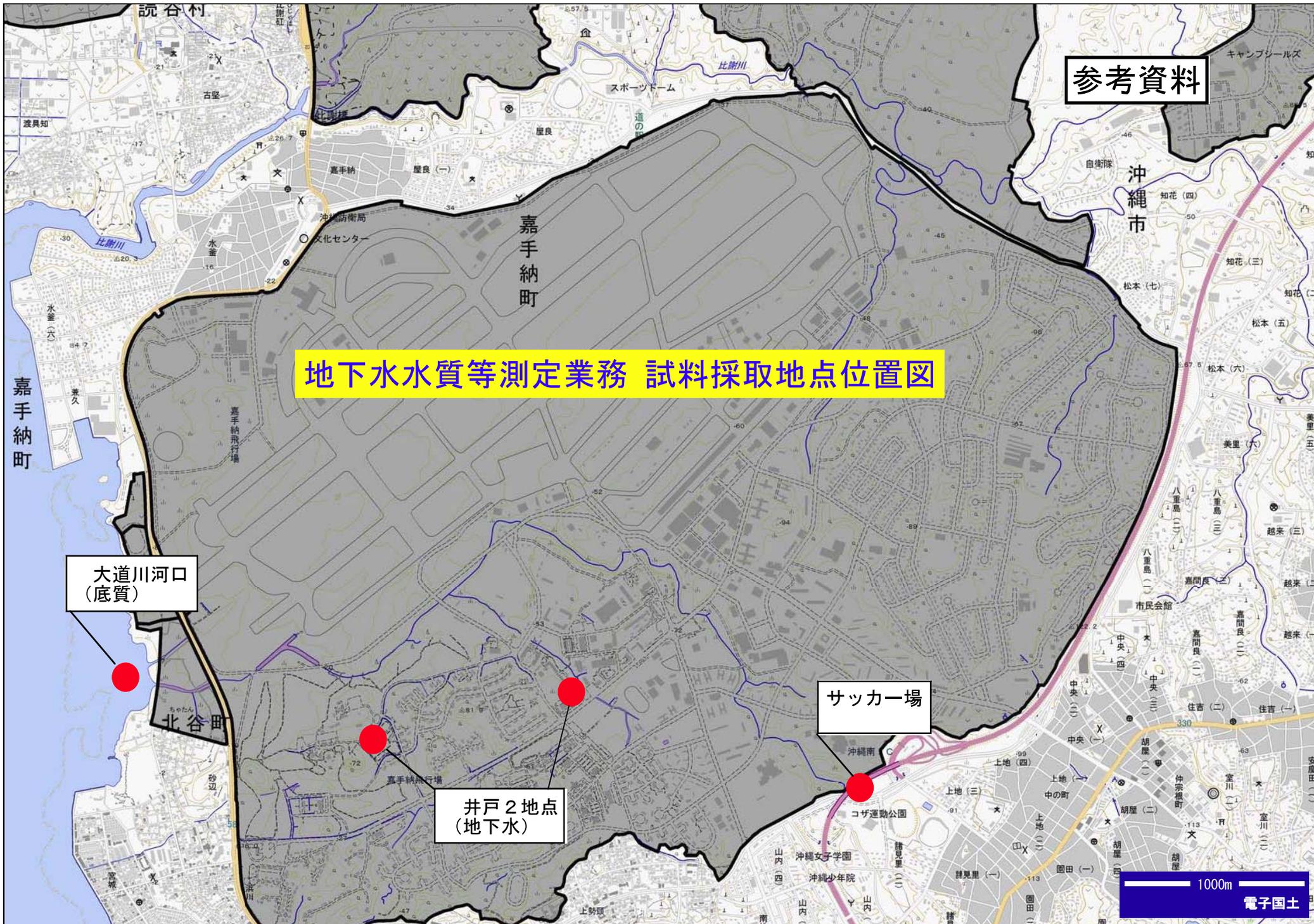
施設・区域名		嘉手納基地内		
調査地点名		環境基準値	嘉手納基地内①	嘉手納基地内②
調 査 項 目	採水月日		平成27年8月31日	
	採水時刻		10:47	10:30
	天 候		晴れ	晴れ
	水 温 (°C)		25.0	24.0
	鉛 (mg/L)	0.01	<0.002	<0.002
	砒素 (mg/L)	0.01	<0.002	<0.002
	ジクロロメタン (mg/L)	0.02	<0.0005	<0.0005
	四塩化炭素 (mg/L)	0.002	<0.0005	<0.0005
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004	<0.0005	<0.0005
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1	<0.0005	<0.0005
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04	<0.0005	0.0006
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	1	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006	<0.0005	<0.0005
	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01	<0.0005	<0.0005
	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.002	<0.0005	<0.0005
	ベンゼン (mg/L)	0.01	<0.0005	<0.0005
ダイオキシン類(※) (pg-TEQ/L)	1	0.030	0.030	
備 考			(※) 平成12~26年度までに、県が延べ161地点で実施した一般環境(地下水)におけるダイオキシン類の測定結果は、0.013~0.72pg-TEQ/Lとなっています。	

- 環境基準値は「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)別表に掲げられた規定に基づくものです。
- 表中の数値に不等号(<)が付されているものは、測定下限値以下であることを示しています。

(別表2): 沖縄市サッカー場周辺環境調査(底質)

調査地点名	大道川河口沖
採取年月日	平成27年8月31日
ダイオキシン類 (pg-TEQ/g) (基準値: 150pg-TEQ/g)	0.79

※ 平成12～26年度までに、県が延べ141地点で実施した一般環境(公共用水域(底質))におけるダイオキシン類の測定結果は、0.002～29pg-TEQ/gとなっています。



参考資料

地下水水質等測定業務 試料採取地点位置図

大道川河口
(底質)

井戸2地点
(地下水)

サッカー場